

5 群馬県総動員警備計画 (県内の重要施設を守るために)

昭和11年(1936)

群馬県内の資源の壊滅防止と治安維持を目的として、群馬県総動員警備計画が作られました。資料からは、警備対象の重要インフラ施設について、表と図で一覧することができます。

群馬県行政文書「警備及び防空」(A0184B00 16)

第一章 總則

第一條 本計畫ハ内務省總動員警備基本計畫(以下單ニ基本計畫ト稱ス)並ニ第二次内務省總動員警備期間計畫(以下單ニ期間計畫ト稱ス)ニ基キ群馬縣ニ於ケル總動員警備ニ關シ規定ス

第二條 群馬縣總動員警備(以下單ニ警備ト稱ス)ハ群馬縣ニ於ケル資源ノ潰滅ヲ防止シ治安ヲ維持シ其ノ他國防目的達成ノ妨害トナルヘキ諸行為ヲ排除スルヲ目的トス

第三條 警備ハ國ノ全力ヲ擧ケテ遂行スル戰爭又ハ爾他ノ戰時若ハ事變ニ際シ内務大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

知事ハ内務大臣ヨリ前項ノ警備實施命令アリタルトキハ直ニ警察署長ニ警備ノ實施ヲ命ズ

警察署長前項ノ命令アリタルトキハ直ニ其ノ署計畫ニ基キ警備ヲ實施スベシ

第四條 警備ハ群馬縣ノ警察力ヲ以テ之ヲ實施ス但シ必要ニ應シ諸團體等ヲ警察力ノ補助機關トシテ利用スルコトヲ得

第五條 警備實施ニ當リテハ國防目的達成上有効ナル警備組織ノ統制勤務配置ノ合理化並ニ事務ノ整備刷新ヲ圖リ警備ノ完璧ヲ期ス

第六條 本計畫ノ適用期間ハ二箇年トシ毎期之ヲ更新ス

第七條 警察署長ハ本計畫ニ基キ其ノ署ニ於ケル總動員警備計畫ヲ設定スベシ

前項ノ規定ニ依ル警備計畫ノ適用期間ハ二箇年トシ毎期之ヲ更新スベシ

第八條 警察署長警備計畫ノ設定ニ當リテハ警備實施上ノ凡ユル場合ヲ該想シ具體的ニ之ヲ計畫シ警備上遺憾ナキヲ期スベシ

第九條 防空ニ伴フ警備ニ關シテハ群馬縣防空計畫ノ規定ニ依リ之ヲ實施ス

第十條 警備實施期間中災害、騷擾其ノ他非常事變發生シ非常警備ヲ必要トスルトキハ昭和十三年七月十二日內訓第五號非常警備規程施行細則ノ規定ニ依リ之ヲ實施ス

第十一條 本計畫ニ規定スル事項中群馬縣廳處務細則第九條ノ二ノ規定ニ依リ警察部各課ニ於テ分掌スル警備ニ關シテハ同條ノ例ニ依リ各課ニ於テ之ヲ分掌ス但シ警察部長必要ト認ムルトキハ一定事項ノ取扱主務課ヲ特ニ指定スルコトヲ得

第二章 一般定則
第一節 聯絡協調
第十二條 警備實施ニ關シ關係各廳縣聯事項ヲ審議スル爲群馬縣總動員警備協議會(以下單ニ協議會ト稱ス)ヲ設置ス

前項關係各廳トハ歩兵第二十八旅團(群馬地區防衛隊司令部、高崎衛戍司令部)高崎聯隊區司令部、高崎憲兵分隊、前橋地方才判所檢事局、東京鐵道局、東京地方通信局、其

